

平成19年度事業報告

I 誰もが地域で安心して暮らせる地域福祉づくり

- (1) 宮城県、市町村との連携・調整をはじめ、市町村社協、各種福祉団体等への研修会や連絡会等を開催し、情報を提供・共有するとともに、「市町村社協継続支援事業」を創設し、対象市町村社協の事業活動の分析・評価等の支援や「社協活動実践研究委員会」の設置により、社協のあり方等の検討など連携・協働により各種事務事業を推進し、誰もが地域で安心していきいきと暮らせることができるまちづくりに取り組んでいます。
- (2) 高齢者、障害者等の一人ひとりの基本的人権を尊重し、住み慣れた地域で継続的に安心して暮らせるために、世帯の自立に向けての生活福祉資金の貸付を円滑に行なうとともに、65歳以上の高齢者を対象にした要保護世帯向け長期生活支援資金については、宮城県、仙台市等の関係機関等と実施に向けて協議を重ね円滑な導入を図りました。また、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等のサービスを提供する日常生活自立支援事業(まもり〜ぶ事業)の推進に努めました。
- (3) 多様なボランティア活動や市民活動、住民参画づくり等が円滑に実践できるようボランティアコーディネーター研修・連絡会等の開催やNPOとの協働で中間組織連携対策会議を実施しました。

また、近い将来予想される宮城県沖地震による大規模災害に備えて、被災者や災害弱者等の支援体制を整備するため、宮城県と調整・連携し、市町村社協をはじめNPO法人等の関係機関の協力を得て、県災害ボランティアセンターや市町村災害ボランティアセンターの設置運営訓練を実施するとともに、災害ボランティアシンポジウム等を開催し、その啓発に努めました。

県外で発生した能登半島地震、中越沖地震、秋田県豪雨の災害ボランティアセンターへ全社協や地元市町村社協等の要請により、職員を派遣し支援活動を行ないました。

- (4) 介護サービス情報の公表の調査機関として、中立・公平な立場から介護老人福祉施設、短期入所生活介護、デイサービス事業所等の調査と公表を行ない、事業者が提供するサービスの質の確保と向上に努めました。また、福祉サービス第三者評価事業は評価機関の認証を受け、その実施に向けて体制整備を行ないました。
- (5) 高齢者・障害者及びその家族等からの福祉に関する総合的なワンストップ相談(一般相談・認知症相談・法律相談・税金相談・介護、保健衛生相談)やなんでも巡回相談等を実施し、相談者のニーズに合わせて有識者の活用や関係機関等との連携により速やかな対応に努めました。
- (6) 元気シニアの支援としては、少子化が進む中で、人生経験の豊富な元気シニアが地域福祉を推進する上で、重要な地域の力となることから、「宮城いきいき学園」の運営、シニアの会員制サービス組織「いきいきSUNクラブ」、退職者サラリーマン等の自主的運営組織「みやぎエルダーネット」等の支援をとおしての生きがい・健康づくりや地域参加活動の説明会、地域サポーター養成企画「元気が出る・シニア塾」を開催するなど、その活力が地域で発揮できる環境づくりに努め、社会参加の促進を図りました。また、全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手団派遣や宮城シニア美術展を開催し、高齢者のスポーツ・文化等の普及を図りました。
- (7) 宮城県等の指定管理者制度下での社会福祉施設等の運営では、施設種別ごとの役割を認識し、高齢者や障害者等のニーズに沿ったケアプランを作成し、そのサービスを提供し自立支援を図るなど適正な運営に努めました。
- (8) 平成19年8月1日から厚生労働省が所管する中国帰国者支援・交流センター事業を受託し、日本語学習支援、生活相談、交流事業等をとおして、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等の自立支援に努めています。また、中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助として、相談業務や通訳、翻訳等の支援業務を実施しました。
- (9) 平成20年2月1日から重症心身障害児(者)通園事業B型を受託し、在宅の重度心身障害児(者)に対し、通園で機能訓練、レクリエーション活動、健康管理等の療育支援及び送迎サービスを実施しました。

II 社会福祉事業者の経営支援と福祉人材の育成・確保

- (1) 社会福祉事業所(者)への経営相談については、有識者等を活用し専門的な見地から事業管理、財務管理、人事労務管理等の相談・助言・指導の実施や研修会を開催し、円滑な経営・事業運営ができるよう支援を行ないました。

(2) 宮城県の委託研修機関として、福祉従事者等が時代のニーズに対応でき、質の高い福祉サービスのできる人材育成をするため専門的な研修を企画・実施しました。また、障害者の就労を喚起するため、知的障害者ホームヘルパー養成研修（2級・3級）を実施しました。

福祉人材を確保のために求職及び求人相談、移動相談の実施はじめ、福祉の仕事ガイダンス等の開催や広報啓発活動をとおして就労支援と雇用定着に努めるとともに、教員免許取得に係る介護等体験の受入れについて社会福祉施設等と調整や事前指導を実施しました。

III セーフティーネット機能の発揮

(1) 県社協が経営する社会福祉施設等では、在宅で処遇困難な障害者や虐待等による利用者等については、関係機関等との支援会議を実施し、緊急的に受入れを行ないニーズに即したサービスを提供するなど自立の促進に努めました。

(2) 大規模災害時における被災者や災害弱者等に対し、早期に安定的な生活を支援するために、県社協が経営する社会福祉施設等を利用して緊急保護の受入れの整備を行なっております。

IV 先駆的事業の展開と福祉施策の提言

(1) 従来から実施してきた学校指定型福祉教育事業について、特定事業（キャップハンディ活動等）の展開に偏りぎみだった事業をより地域の気候風土、歴史等の実情に合わせた事業展開を意識し、地域指定方式変更し、その指定を受けた市町村社協が中心となり、関係諸団体との連携のもと学校、PTA、NPO、自治組織等の協働で委員会を組織しプログラムを検討しながら、そのプロセスを共有することにより、新たな視点で地域福祉の推進を目指しました。

(2) 職員が自己開発能力の向上を図るため、自主的にグループで研究活動を行なっている福祉QC研究会、契約になじまない障害者の研究会や園芸療法研究会等を側面的な支援を行なっています。

(3) 地域福祉と福祉施設の推進の担い手として、市町村社協はじめ各種団体に福祉施策への要望（提言）についてニーズ等を調査し、要望のあった関係団体分も含め、その項目を検討・調整し、県等の当初予算に反映できるように要望（提言）を行ないます。

V 適正な法人運営と経営基盤の強化

(1) 県社協の経営にあたっては、関係法令の改正及び新規事業の開始に伴い理事会、評議員会の諮問・議決を経て諸規則の整備や経営上のリスク管理の徹底を図るなど、コンプライアンス（法令遵守）を確立し、適正な法人運営の確保に努めるとともに、前年度の事務事業の概要や財務状況等はホームページでの公表、広報誌への記載、会員等へ送付等の情報開示を行ない、経営の透明性の確保に努めました。

(2) 指定管理者制度下の県立社会福祉施設等の経営状況を的確に把握し、計画的な事業推進と財務管理を行なうとともに、職員給与等を削減するなど、自主・自立的な経営基盤の強化を図りました。

また、次期指定管理者制度を見据えて経営企画委員会で施設の経営形態・財務状況などを検討・協議し、中長期ビジョンの策定に着手しました。しかし、県から次期指定管理者制度における県立社会福祉施設等のあり方が現段階では明確にされていないため、引き続き、継続協議することにしました。

(3) 社会福祉会館の耐震調査に基づく耐震補強工事と経年劣化・老朽化による給排水施設等の改修工事を条件付一般競争入札（予定価格を事前公表）の公告を行ない、落札業者を決定し、その工事の管理計画により平成19年10月12日着工し、平成20年1月31日に完了し、利用する方々に安心・快適な環境づくりに努めました。しかし、築34年のため経年劣化により、外見上よりも老朽化が進んでおり、引き続き次年度も、安全且つ衛生上の対策を講じるため、改修の必要な屋上防水工事等を実施することにしました。

VI 福祉三団体統合の成果

(1) 統合による専門職員を分野ごとの配置はじめ、地域福祉推進の事業部への職員配置の増員など職員組織が充実したことにより、市（区）町村社協及び各種福祉団体への訪問や派遣による事業の推進等をとおして事業の実態やニーズを把握し、その相談や支援を行ないながらコーディネートし地域福祉推進の充実を図ることができました。また、市町村社協あり方検討委員会に引き続き「市町村社協活動実践研究委員会」の設置にあたり、各市町村社協職員の積極的参画を得て、将来の社協像を目指し真剣に討論できる環境が醸成されました。

(2) 大規模災害時に備えて、宮城県をはじめ、市町村、市（区）町村社協、NPO法人、関係機関

等との連携・協力のもと、県災害ボランティアセンターの設置運営訓練の実施や市町村災害ボランティアセンターの設置運営訓練に職員を派遣しノウハウを提供するとともに、被災者や災害弱者等を県社協が経営する施設機能を利用した緊急受入れ体制の整備を行なうなど、その体制整備の充実が図られました。

- (3) 統合後は、法人本部組織のスリム化や理事・評議員の削減等により経営の合理化に努めるとともに、自主・自立的な経営に向けて、新たに介護サービス情報の公表調査事業や市町村相談支援事業、中国帰国者支援・交流センター事業等を受託しました。